

# 例 指定更新時確認事項調書

指定番号記入欄

999

可又は不可に  
☑を忘れずに

〒住 所 〒038-9999  
会社名又は名称 青森水道導水サービス  
代表者氏名 代表 貝海 湖池  
電話番号 017-774-1234

印

①青森市企業局水道部が実施している給水装置工事等の施行に関する説明会の参加実績  
(過去5年以内の直近の受講実績)

受講年月日 (公表:  可  不可 )

(該当する方にレ点をつけてください。受講した場合は、その年を記入してください)

受講 (2018年) ・  未受講

(未受講の場合、その理由 ※非公表)

ハンコを忘れずに  
法人: 代表者印  
個人: 申請者印

②指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間 (修繕対応時間をご記入ください) (公表:  可  不可 )

通常営業日 : 月~金、土(第1、3)

休業日 :  日曜日・祝日  GW  年末年始  お盆  土曜日

(詳細記入欄: 土曜日は第2、第4のみ休み)

対応可能時間: 8:30~17:00 (17:00以降は要相談)

対応可能エリア:  青森・浪岡地区ともに可能  青森地区のみ  浪岡地区のみ

出張見積り :  有料  無料  条件付き無料

(条件付き無料の場合のみ、下記へ条件をご記入ください。)

条件: 修繕工事契約となった場合

漏水等修繕対応の可否 (公表  可  不可 )

(該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。)

漏水調査  屋内配管の修繕  屋外配管の修繕(埋設管)

凍結管解氷 (  温水噴射  蒸気  電気 )

・その他 ( )

対応工事種別 (新設・改造 等): 該当部にレ点をつけてください。

(公表:  可  不可 )

・道路上の工事 (配水管の分岐、第一止水栓までの配管など) (  新設  改造 )

・宅地内の工事 (第一止水栓から給水装置までの配管など) (  新設  改造 )

その他 (メールアドレス、緊急連絡先等) (公表:  可  不可 )

Ttttttttttttt0123@ggmail.com

非公表

※公表欄は、ホームページ・お知らせ等への掲載に対する承諾への可否になります。

※業務内容に変更が生じた場合には、すみやかに水道部まで届け出るようお願いいたします。

メールアドレスは、今後の資料送付等  
のみに使用いたします。なるべくメー  
ルアドレスの記入をお願いします。

③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

受講者名については、公表対象外となります。

給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めることとする。

e-ラーニングで実施した場合、受講終了時に終了年月日が表示されるため、その画面を印刷し、添付してください。

受講者名	研修会名、実施団体	年月日
名田 亜 廻太郎	給水工事振興財団 e-ラーニング	2021年1月3日
水田 浄士	自社内研修 ○○に関する業務研修	2021年2月3日
継手 硬司	業者説明会（青森市主催）	2021年3月3日
自然 愛	業者説明会（～～市主催）	2021年4月3日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
上記の内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		

自社内研修は、受講時の写真を添付

可又は不可に  
☑を忘れずに

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。

※「業者説明会（水道部主催）」（毎年2月～3月開催）についても記載してください。

また、他都市の水道関連部署の説明会、講習会の受講については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付したうえで記載してください。

④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況水道法施行規則

第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損する分岐工事等を含め一次側の施工をしない場合は、こちらをチェック☑してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しない。

分岐工事等を含め一次側の施工をする場合は、こちらをチェック☑してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工する。

(下表に記入してください。)

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	
導水 元気	○	○	③検定会の合格者	H31
常青 良通		○	①職業能力開発促進法の配管技能技師	R2
森水 新		○	②職業訓練校の配管科の過程修了者	R3
更々 綺麗	○	×		R3
社員 A	○	×		R3
雇用関係又は下請け等も含み、給水装置工事に主に従事した者の氏名等を記入する。				
上記の内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)				
<input checked="" type="checkbox"/> 可      ・ <input type="checkbox"/> 不可				

保有している資格を記入してください

資格を有していなくても、経験があれば記入してください。

雇用関係又は下請け等も含み、給水装置工事に主に従事した者の氏名等を記入する。

※保有している資格とは・・・①職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士、②職業能力開発促進法第24条に規定する職業訓練校の配管科の過程修了者、③公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る検定会の合格者

可又は不可に☑を忘れずに